

(郡山市労働福祉会館条例の一部改正)

第13条 郡山市労働福祉会館条例(昭和47年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前																																																
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>営利を目的とする行為その他これに類する行為をするおそれがあると認めたと</u>き。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定管理者が行う会館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>基本使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>6,400円</td> <td>6,400円</td> <td>6,400円</td> <td>12,800円</td> <td>12,800円</td> <td>19,200円</td> </tr> </tbody> </table>							室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	6,400円	6,400円	6,400円	12,800円	12,800円	19,200円	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>入場料等を徴収するとき</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定管理者が主催して行う事業であって、市長が認めるものに使用するとき</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2"></th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> <th rowspan="2">延長1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>平日</td> <td>4,100円</td> <td>5,200円</td> <td>6,200円</td> <td>8,400円</td> <td>10,300円</td> <td>13,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土・日・祝日</td> <td>5,200円</td> <td>7,200円</td> <td>9,300円</td> <td>11,200円</td> <td>14,900円</td> <td>18,100円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>								室名		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	延長1時間につき	大ホール	平日	4,100円	5,200円	6,200円	8,400円	10,300円	13,000円	1,300円		土・日・祝日	5,200円	7,200円	9,300円	11,200円	14,900円	18,100円	1,800円
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																	
大ホール	6,400円	6,400円	6,400円	12,800円	12,800円	19,200円																																																	
室名		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	延長1時間につき																																															
		大ホール	平日	4,100円	5,200円	6,200円	8,400円		10,300円	13,000円	1,300円																																												
	土・日・祝日	5,200円	7,200円	9,300円	11,200円	14,900円	18,100円	1,800円																																															

中ホール	3,400円	3,400円	3,400円	6,800円	6,800円	10,200円
第1会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第2会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第3会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円
第4会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 大ホールにおいて、冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第3条により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

中ホール	平日	2,100円	2,600円	3,100円	4,300円	5,200円	6,600円	700円
	土・日・祝日	2,600円	3,600円	4,600円	5,600円	7,400円	9,000円	900円
	第1会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
	第2会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円
第3会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円	
第4会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円	300円	

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料（大ホール及び中ホールにあつては、平日の基本使用料とする。）の100分の20の額を加算する。

2 器具使用料

種別	区分	単位	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。